

マイナンバーのお届出をされていない
NISA口座を開設していただいているお客さまへ

NISA 口座のみなし廃止措置に関するお知らせ

いつも湘南しんきんをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和3年度税制改正により、NISA口座の「みなし廃止」制度が設けられ、当金庫にNISA口座を開設されているお客さまのうち、当該NISA口座に平成29年分の一般NISAの非課税投資枠が設けられており、かつ、マイナンバーのお届出をされていない方のNISA口座につきましては、令和4年1月1日をもって廃止されます。

該当するお客さまのうち、令和4年以降も当金庫でNISA口座のご利用を希望される方、および当該NISA口座で保有する令和3年12月末で非課税期間が終了する投資信託のロールオーバー※を希望される方は、本年11月30日(火)までに、マイナンバーをお届出いただいたうえで、非課税口座開設届出書を提出していただくなど、所要の手続きを行っていただく必要があります。

詳しくは、お取扱店または下記の担当部署までお問合せください。

(※ロールオーバーとは、非課税期間終了後さらに最長5年間延長することです。)

- 令和3年12月末時点で非課税期間が終了する投資信託については、ロールオーバーの手続きをされなかった場合、課税口座(一般口座または特定口座)に移管されます。
- 平成30年以降にNISAを利用して新規投資等している方は、マイナンバーは届出済みですので引き続きNISA口座を利用することができます。

【NISA口座のみなし廃止について】

NISA 口座の開設時期等	令和4年以降の利用・廃止
平成30年以降に当金庫に NISA 口座を開設された方	マイナンバーを当金庫に届出済ですので、令和4年以降も引き続きNISAを利用して新規投資できます。
平成29年以前に当金庫に NISA 口座を開設された方で、平成30年以降もNISAを利用して投資信託を購入等している方(※1)	
平成29年以前に NISA 口座を開設された方で、当該 NISA 口座に平成29年分の一般NISAの非課税投資枠が設定されており、平成30年以降は一般 NISA を利用していない方	マイナンバーのお届出がない場合は、令和4年1月1日をもって NISA 口座が廃止されます。(※2)

※1. 投資信託の購入等していなくても当該NISA口座に、平成30年分以降の非課税投資枠が設けられている場合には、マイナンバーは届出済みです。

※2. 詳しくは、下記の当金庫担当部署までお問合せください。

【お問い合わせ先】

湘南信用金庫 金融商品部 0120-117-274